

日本建築材料協会 行動計画

平成22年9月24日策定

全従業員がその能力を十分に発揮できるよう、職場環境を整備し、仕事と家庭の両立を可能にするため、以下のような行動計画を策定する。

1 計画期間

平成22年9月25日～平成25年9月24日までの3年間

2 内容

目標1

育児・介護休業法による育児休業や時間外労働、深夜労働の制限、雇用保険法に基づく育児休業給付などの諸制度の周知を行う。

〔対策〕

平成22年10月 育児・介護休業法に関する行政機関のパンフレットなどの情報収集を行い、あわせて育児・介護休業規定等を全従業員に周知する。

目標2

計画期間内に小学生未満の子を持つ従業員を対象として、短時間勤務制度の利用者を促進させる。

〔対策〕

平成22年9月～ 従業員の具体的なニーズの調査、制度に関する情報提供を行う。